

# 権利能力なき社団・任意団体の 代表者変更について

下野農業協同組合



代表者変更にはお時間を要します。  
時間に余裕をもってご来店ください。

## 必要書類等一覧

【受付時間】9:00～11:00 ・ 12:30～14:00

届出事項変更届（JA様式）	新代表者（規約または構成員名簿・役員名簿に記載の代表者の方）に来店、記入いただきます。
印鑑届（JA様式）	新代表者（規約または構成員名簿・役員名簿に記載の代表者の方）に来店、記入いただきます。 ※印鑑届の記入内容は訂正不可です。
通帳・証書	
お届け印	
本人確認書類	新代表者および取引担当者※については、以下のいずれかの書類をご提出ください。 ・顔写真付き書類：1通（例：運転免許証、マイナンバーカード等） ・顔写真なし書類：2通（例：住民票および資格確認書等） ※取引担当者とは、団体の会計担当者など、代表者以外で窓口にて取引を行う方をいいます。
規約	団体の実在性及び代表者・取引担当者の権限を確認するために、代表者変更の都度、 <b>原則として規約を提出いただきます。規約がない場合は作成・整備をお願いいたします。</b> なお、やむを得ず規約の作成が困難な場合は、団体の目的や活動内容が確認できる総会資料等を提出ください。 ※詳しくは下記留意事項を確認ください。
構成員名簿または役員名簿	代表者をはじめとする役職名の記載のある名簿を提出いただきます。 構成員名簿または役員名簿に役職名の記載がないなど代表者が確認できない場合には名簿に加えて総会資料・議事録等の代表者選任状況が確認できる書類を提出いただきます。 ※任意団体については、構成員全員の氏名・住所の記載のある名簿の提出が必須となります。
届出書（JA様式） ※必要に応じて提出	提出いただいた <b>構成員名簿または役員名簿に役職名の記載がなく、かつ総会資料・議事録等によっても新代表者が特定できない場合には名簿の提出に加えて届出書を旧代表者に記入していただくことにより新代表者を特定・証明していただきます。</b> ※本届出書は規約及び構成員名簿または役員名簿を補足する書類であり、 <b>届出書のみで代表者変更を行うことはできません</b> のでご了承ください。

## 規約の提出にかかる留意事項

### 団体の実在性確認

犯罪による収益の移転防止に関する法律等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められており、特にマネーロンダリング等の防止の観点から貯金口座名義の団体が実在し、適切な目的・体制をもって活動していることを規約により確認する必要があります。

### 代表者・取引担当者の権限確認

口座の資金管理を行う者が、団体から正当に選任された者であることを規約により確認する必要があります。

### 農水産業協同組合貯金保険法に基づく団体等口座の管理

農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者が円滑に貯金の払戻しを受けることができるよう口座名義人のデータを平時から整備することが義務付けられております。特に団体については正当な権限を有する代表者の情報や、団体が「権利能力なき社団」としての要件を備えているか、要件を備えていない「任意団体」であるのかの区別を規約により判断するとともに、「任意団体」にあつては構成員全員の氏名・住所等を把握する必要があります。

つきましては、今後の金融取引等に支障が生じないよう**団体規約の提出、規約がない場合には作成・整備**をお願いいたします。既に規約を提出済みの場合にも最新のものを確認いただき、必要に応じて改定後の規約の提出をお願いいたします。